任意団体　池区学童保育池っこクラブ　定款

（名称）

第１条　この任意団体は、池区学童保育池っこクラブという。

（事務所）

第２条　この任意団体は、主たる事務所を静岡県伊東市に置く。

（目的）

第３条　この任意団体は、保育を必要とする子ども達を対象とし、学童保育事業、未就園児預かり保育事業を行い、放課後及び学校、幼稚園休業日の生活を保障することによって、子ども達の健やかな発達を援助し、家族の生活や働く権利を守るという学童保育の役割を果たし、また地域の子育て事業及び団体と共同して、子ども達の健やかな成長と健全で豊かな地域社会づくりに寄与することを目的とする。

（実施場所）

第４条　預かり保育を実施する場所は次のとおりとする。

（１）池区区民会館２階

（２）池生涯学習センター

（対象学童）

第５条　預かり保育の対象となる児童は、次に掲げるものを除き、幼稚園年少から年長児、小学校１年生から６年生までの児童とする。

（１）伝染病又はその他疾患を有する児童

（２）病気及び通院等の特別に認められる事由以外で、保育が中断されると見込まれる児

　　　童

（３）その他、特別な事由により預かり保育所に適さないと認められる児童

（保育内容）

第６条　預かり保育は、次に掲げる事項に準拠した内容を実施するものとする。

（１）健康の管理及び安全の確保

（２）遊びを通しての自主性、社会性及び創造性の育成

（３）活動状況の把握とその状況に対する家庭への連絡

（４）その他児童の健全育成に必要な事項

２　預かり保育は第４条に規定する施設を有効に活用して実施するものとする。

３　預かり保育を実施する場合は、児童に健全な遊びと正しい生活習慣を身に付けさせるために、遊具及び図書等を整備しなければならない。

（指導員の配置）

第７条　預かり保育を円滑に実施するため、必要な指導員を置くことができる。

（保育の実施日及び時間）

第８条　預かり保育は長期休業中の毎週月曜日から土曜日までとする。ただし、次に掲げる日は実施しないものとする。

（１）日曜日

（２）その他特別な事情があると責任者が認める場合

２　預かり保育の実施時間は次のとおりとする。ただし責任者が必要と認めたときは、これを変更することができる。

（１）平日午前８時３０分から午後５時

（費用）

第９条　預かり保育に要する費用は、保護者負担とする。

（手続き等）

第１０条　預かり保育を希望する保護者は、事前説明会に参加し預かり保育申請書を提出しなければならない。